



平成17年7月26日
市町村課財政・振興担当、税政担当
担当者 松尾、川崎、堀田、門馬
内線 1339、1343
直通 0952-25-7024
E-mail : shichouson@pref.saga.lg.jp

平成17年度普通交付税等決定額について（佐賀縣市町村分）

1 普通交付税等交付決定額

普通交付税交付決定額 79,925,441千円

臨時財政対策債発行可能額 12,186,230千円

（参考）

対前年度比較

（単位：千円、％）

	平成17年度	平成16年度	増減額	増減率	全国市町村 総額の率
基準財政需要額	(159,878,447)	(154,864,669)	(5,013,778)	(3.2)	(1.3)
A	161,457,062	156,398,630	5,058,432	3.2	
基準財政収入額	(79,691,347)	(77,527,828)	(2,163,519)	(2.8)	(1.4)
B	82,200,998	80,009,483	2,191,515	2.7	
交付基準額(A-B)	C 80,187,100	77,336,841	2,850,259	3.7	1.1
調整額	D 261,659	275,840	14,181	5.1	
(調整率)	0.001636624	0.001781177	0.000144553	8.1	
普通交付税額(C-D)	79,925,441	77,061,001	2,864,440	3.7	1.2
臨時財政対策債発行可能額	(12,035,415)	(15,596,303)	(3,560,888)	(22.8)	
	12,186,230	15,791,262	3,605,032	22.8	23.1
計	(91,960,856)	(92,657,304)	(696,448)	(0.8)	
	92,111,671	92,852,263	740,592	0.8	4.6

注) 上段()書き：財源不足団体（玄海町除き）の数値

下段：県内市町村合計の数値

平成16年度は、調整額の275,840千円が追加交付され、最終交付額は77,336,841千円となった。

臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成15年度までと同様、平成16年度から平成18年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるものである。

2 地方特例交付金交付決定額 2,761,299千円
(うち減税補てん特例交付金 2,761,299千円)

対前年度比 9,829千円減（0.4%減）

減税補てん特例交付金は恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替の性格を持つ財源として、平成11年度に創設。

市町村別決定額等詳細は、別紙のとおりです。

1 平成17年度佐賀県（市町村分）の普通交付税等の状況

（1）今年度の普通交付税の特徴（いずれも財源不足団体ベース）

ア 基準財政需要額が3.2%増加

（ア）一般財源化された国庫補助負担金を全額基準財政需要額に算入

- ・ 「基本方針2004」において、国庫補助負担金の改革として、平成17年度予算においては、地方団体に対する国庫補助負担金について税源移譲に結びつく改革として1兆1,239億円が実施。
- ・ そのうち暫定措置とされた義務教育費国庫負担金の減額分を除いた国庫補助負担金（養護老人ホーム等保護費負担金等）については一般財源化され、全額基準財政需要額に算入。

（イ）臨時財政対策債の振替額の減少

- ・ 前年度に引き続き基準財政需要額の一部が臨時財政対策債に振り替え。
- ・ 財源不足額の圧縮が図られたことから振替額が減少。

イ 基準財政収入額が2.8%増加

- ・ 所得譲与税及び市町村民税（法人税割）、固定資産税（家屋）等の増による。

ウ 合併算定替の適用

- ・ 平成16年度に合併した唐津市、小城市、みやき町及び白石町については、いずれの団体においても合併算定替*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用。
- ・ 4団体の普通交付税における合併算定替の額と一本算定の額を比較すると、合併算定替の額（289億3,804万4千円）が一本算定の額（227億1,438万7千円）を62億2,365万7千円（27.4%）上回っている。

* 合併算定替

合併特例法の規定に基づいて合併した市町村の交付税算定における特例。

合併後15年間に限り、合併関係市町村が各年度の4月1日に合併前の区域で存続すると仮定して各合併関係市町村ごとに算定した財源不足額の合算額が、合併後の新市町村について一本算定した財源不足額よりも大きい場合は、大きい方の額を当該団体の財源不足額とするもの。

(2) 各市町村ごとの普通交付税の増減状況

各市町村ごとの普通交付税額は、各団体の基準財政需要額、臨時財政対策債振替額、基準財政収入額の伸び率の相違等により差が生じているが、鳥栖市、上峰町、大町町等、9 団体において対前年度マイナスとなっている。また、「臨時財政対策債の振替額の減」は全団体において大きな増要因となっている。

ア 増加率の大きな団体は、下記のとおり。

小 城 市	(+12.1%)	...	市制施行に伴う生活保護費(経常)及び社会福祉費(経常)の増 等
唐 津 市	(+9.4%)	...	養護老人ホーム保護費負担金の一般財源化等に伴う高齢者福祉費 65 歳以上(経常)の増、合併に伴う社会福祉費(経常)の増 等
佐 賀 市	(+7.1%)	...	補正予算債償還費(平成 11 年度以降許可債)の増、養護老人ホーム保護費負担金の一般財源化等に伴う高齢者福祉費 65 歳以上(経常)の増 等
諸 富 町	(+7.0%)	...	食料品製造業等の市町村民税(法人税割)の減 等
大 和 町	(+6.6%)	...	延長保育推進事業の一般財源化等に伴う社会福祉費(経常)の増 等

イ 減少率の大きな団体は下記のとおり。

鳥 栖 市	(26.6%)	...	電気機器製造業等の市町村民税(法人税割)の増 等
上 峰 町	(9.0%)	...	ゴム製品製造業等の市町村民税(法人税割)の増 等
大 町 町	(4.6%)	...	電気機器製造業等の市町村民税(法人税割)の増 等
神 埼 町	(3.2%)	...	輸送用機器製造業等の市町村民税(法人税割)の増 等
有 田 町	(2.6%)	...	旧地域総合整備事業債(歴史と文化の森公園)元利償還金の減 等

ウ なお普通交付税額に臨時財政対策債発行可能額を加算した場合、小城市、唐津市、三瀬村等 11 団体が対前年度プラスとなっている。

(3) 不交付団体

県内 35 市町村のうち普通交付税不交付団体は玄海町のみであり、平成 7 年度以降 11 年連続となっている。